

## 料金設定の在り方に関する研究会からのご質問への回答

### 【追加質問】

NTT東西は、自社の加入電話は『直収』であるから、自社が料金設定すべきであり、また中継事業者は、導入すべきではないとの意見である。

しかしながら、NTT東西の加入電話は、マイラインが導入された後は、一般の直収と異なり、他の電気通信事業者にとっての共通のアクセス回線としていることから、明らかに一般の直収とは異なる位置付けにあると理解すべきではないか。

### < 回答 >

NTT東西の加入電話は、他の電気通信事業者にとっての共通のアクセス回線であり、明らかに一般の直収とは異なる位置付けにある。

長年の国民の資本によって構築されたNTT東西のアクセス回線は国民共有の資産であり、1事業者が所有を主張できるものではないことは明らかである。

NTTがアクセス回線を絶対的に独占する現実を前提にして、公正な競争の活性化を目的に、マイラインの制度が実現されている。

中継接続サービスを積極的に評価して、固定発携帯着のサービスにおいても利用者の利便を図り、公正な競争を実現せねばならない。

平成電電の直収における固定発携帯着の料金設定権が裁定によって認められたことを捉えて、NTT東西が同等にその料金設定権を求めることと、アクセス回線を独占するNTT東西が中継接続を否定するのは時代に逆行する、不当な主張である。